

## 令和8年度フローラルフェスタ（仮称）企画運営等業務委託 募集要領

### 1 件名

令和8年度フローラルフェスタ（仮称）企画運営等業務委託

### 2 目的

臨海副都心は、職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくりにより、東京の成長を牽引し、国内外の多くの人々が憩い、賑わうエリアとして発展してきたまちである。

本事業は、東京都及び進出事業者が一体となり、昼も夜も楽しめるにぎわいを創出することで、更に魅力あふれるまちの実現を目指すものである。

### 3 委託内容

別添「仕様書」のとおり

### 4 事業提案上限額

金 92,000 千円（税込）

### 5 スケジュール

応募届提出期限	令和8年2月12日（木）正午まで
説明会	令和8年2月13日（金）開催
質問受付期間	令和8年2月12日（木）～16日（月）正午まで
質問回答日	令和8年2月17日（火）午後5時まで予定
企画提案書等提出期限	令和8年2月24日（火）正午まで
一次審査結果通知	令和8年2月26日（木）予定
二次審査（企画審査会）	令和8年3月2日（月）～6日（金）開催（別途通知）
二次審査結果通知	二次審査（企画審査会）終了後、速やかに
契約締結	令和8年4月予定

### 6 参加手続

#### （1）企画審査会参加要件

ア 東京都の物品買入れ等競争入札参加有資格者で、営業種目「催事関係業務」に登録があり、A等級に格付けされていること、又は、過去5年以内に類似の事業の運営実績があること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

ウ 東京都から指名停止措置を受けていないこと

エ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人ではないこと

オ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）

第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと

カ 企画審査会へ参加する者（以下「参加者」という。）は、参加に当たり知りえた情報（以下「秘密情報」という。）の取扱いについて、以下のとおり誓約すること。

○企画提案書作成以外の目的で使用しないこと。

○企画提案書作成に関わりのない第三者へ公開、漏洩、発表等を行わないこと。企画審査会終了後も同様とする。また、企画提案書作成のために参加者から秘密情報の開示を受けた第三者についても参加者と同様の扱いとすることを、参加者の責任において確約すること。

## （2）応募届の提出

企画審査会へ参加する場合は、募集要領 別紙1「応募届」を必ず提出してください。

- ① 提出期限 令和8年2月12日(木曜日)正午まで
- ② 提出先及び提出方法 「11 問い合わせ先」に記載している提出先まで電子メールにて提出してください。送付した後、同問い合わせ先に記載の電話番号に連絡の上、事務局が受信したことを確認してください。

## （3）説明会の開催（参加必須）

事業概要や委託仕様書の内容について、以下のとおり説明会を開催します。

なお、企画審査会への参加は、説明会への参加を必須の要件とします。

- ① 開催日時 令和8年2月13日(金曜日)予定（開始時間は別途通知いたします。）
- ② 開催場所 オンライン開催（別途通知いたします。）
- ③ 出席者 各社3名以内（状況により出席者数を減らしていただく場合がございます。）
- ④ 所要時間 30分程度
- ⑤ 参加要件 提出期限までに応募届を提出していること。

## （4）質問事項の受付

仕様書の内容等について、以下のとおり質問を受け付けます。

- ① 受付期間  
令和8年2月12日(木曜日)から16日(月曜日)正午まで
- ② 質問方法  
募集要領 別紙2「質問票」に質問事項を記入し、「11 問い合わせ先」に記載したメールアドレス宛に電子メールにより提出してください。また、質問票を送付した後、「11 問い合わせ先」に記載した電話番号に連絡の上、事務局が受信したことを確認してください。  
※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けません。
- ③ 回答方法  
質問への回答は、説明会に出席したすべての参加者に電子メールで送付します。  
※参加者からの質問がなかった場合には回答を行いません。

④ 回答日(予定)

令和8年2月17日(火曜日)午後5時までの回答予定です。

(5) 企画提案書等の提出

企画審査会への応募届を提出した場合は、以下のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、企画審査会は企画提案者名を匿名により実施するため、提出書類に企画提案者の社名を特定できる事項は記載しないでください。違反があった場合は失格となることがあります。

但し、運営体制や過去実績等に企画提案者以外の社名が含まれることは可とします。なお、再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、社名の「あり・なし」の指定に関わらず、全ての提案書に明記してください。

提出物	内容
企画提案書	15部（うち1部のみ社名を記載） A4横・両面印刷、合わせて1冊の形状とし、左上をクリップで留めたもの （製本、ステープル留め等不可）
対応表	15部 仕様書「第6 本委託業務の企画」の各項目に対応する箇所が分かるよう、対応表を作成してください。
経費内訳書	15部（うち1部のみ社名を記載） 経費内訳書の作成に当たっては、総経費及び事業収入の内訳を記載の上、差額が「4 事業提案上限額」に記載した金額の範囲内になるように積算し作成してください。
上記の電子データ	上記の企画提案書等をPDF形式の電子データで提出してください。

① 提出期限

令和8年2月24日（火曜日）正午必着

② 提出先及び提出方法

ア「印刷物」提出方法

原則、一般書留等にて郵送してください。

※ 封筒に「臨海副都心にぎわい創出事業 企画審査会資料」と朱書きしてください。

※ 持込みの場合は、「11 問い合わせ先」の住所へお越しください。（受付時間：土休日を除く平日の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで）

イ「電子データ」送付先

S0000522@section.metro.tokyo.jp

電子メールにて添付（5MB以内）又はダウンロードリンクを送信してください。

※ データ管理上セキュリティに問題がないものを利用すること。

### ③ 注意事項

- ア 提出された企画提案書は返却しません。
- イ 企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とします。
- ウ 企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含めます。
- エ 提出期限までに提出物が届かない場合、企画審査会への参加を辞退したものとみなします。

## 7 企画審査会の開催及び審査方法

### (1) 一次審査（書面審査）

#### ① 日時

企画提案書等の提出期限終了後、速やかに審査を実施します。

#### ② 審査基準

募集要領 別紙3「審査基準」及び委託仕様書の内容に合致した提案内容であることを、提出された企画提案書により審査します。なお、審査内容に関する質問には一切お答えできません。

#### ③ 選定方法

企画提案書等に基づき厳正な審査を行い、企画提案者として二次審査（企画審査会プレゼンテーション審査）に招集する者を選定します。

#### ④ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、審査終了後、結果を通知します。通知は、令和8年2月26日（木）までにメール送付を予定しています。

一次審査で選定された企画提案者には、二次審査の詳細（開催日時、集合時間等）も併せて連絡します。

### (2) 二次審査(企画審査会プレゼンテーション審査)

① 日時 令和8年3月2日（月）～6日（金）のうちいずれかの日時

② 場所 都内開催（別途通知します。）

③ 出席者 各社3名以内

④ 説明時間 25分程度を予定（説明15分、質疑応答10分程度）

#### ⑤ 説明方法

企画提案者は企画提案書等の事前提出書類に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を行ってください。

#### ⑥ 審査基準

募集要領 別紙3「審査基準」のとおり

#### ⑦ 選定方法

企画提案者からのプレゼンテーションの内容及び応募書類に基づき厳正な審査を行い、審査基準を満たし、最も評価の高い提案を行ったものを契約候補者に選定します。なお、審査内容に関する質問には一切お答えできません。

## 8 審査結果通知

二次審査（企画審査会プレゼンテーション審査）に参加したすべての企画提案者に対し、審査終了後、速やかに審査結果を通知します。なお、審査結果に関する質問には一切お答えできません。

## 9 選定された企画提案者の責務

- (1) 二次審査（企画審査会プレゼンテーション審査）により選定された企画提案者は、別途、実行委員会との間で委託契約を締結するものとします。
- (2) 採用された企画提案書は、実行委員会に帰属するものとし、受託者と協議の上、事業提案額の範囲内で、実行委員会が内容の一部を変更することがあります。それに伴う仕様の変更については、実行委員会と受託者と協議の上、決定するものとします。
- (3) 企画提案に対して、その公正な執行を妨げたもの、虚偽の提案を行ったものについては、選定の決定を取り消す場合があります。
- (4) 選定された企画提案者が選定の決定を取り消された場合又は選定された企画提案者が辞退した場合、企画審査会で2番目に高い評価の提案を選定します。

## 10 その他留意事項

- (1) 企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れがあるものは、応募者の責任において、適切に処理してください。
- (2) 契約代金は、履行完了後、受託者からの請求書に基づき一括して支払います。
- (3) 本件は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和8年4月1日以降、有効となります。

## 11 問い合わせ先

臨海副都心にぎわい創出実行委員会事務局（東京都港湾局臨海開発部誘致促進課内）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎9階中央

電話 03-5320-5598

メールアドレス S0000522@section.metro.tokyo.jp